

広川町農業委員会

第7回総会議事録

令和3年2月5日

広川町農業委員会第7回総会議事録

令和3年2月5日広川町農業委員会第7回総会が広川町役場3階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 農地転用計画変更による申請に関する件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	7	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
欠	田中 秀典	欠	弓削 和幸
欠	重野 秀夫	9	船越 誠治
欠	鹿田 勝師	欠	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	欠	山下 淳
欠	丸山 和幸	12	中島 和彦
6	馬場 啓介	13	牛島 信二
7	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 井上 周亮 書記 田中 和弘

事務局長 みなさん、こんにちは。第7回、令和3年2月総会の開始にあたり古賀会長代理のごあいさつをお願いします。

会長代理 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。続きまして係長（事務局）から報告させます。

事務局 こんにちは、2月の総会にあたり報告します。

本日は、農業委員14名の出席がっております。

広川町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数の過半数を満たしておりますので総会は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名の出席がっております。

新型コロナウイルス感染防止対策により議案に関係がある委員のみ出席となります。

議長は、広川町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 会長あいさつ

季節のあいさつ

本日は、議案第1号1件、議案第2号6件、議案第3号1件です。

慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番 中村 和浩 委員さん、12番 渡邊 鉄也 委員さんを指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員全員 異議なしの声あり

議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件について 順位1事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 川上 宇井手ノ元 1筆 申請人：■■■■ 転用目的：車庫

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 中島 康則 推進委員 事務局から説明があったとおりです。周辺地域への問題もありません。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 賛成多数。

議長 賛成多数で認める事とします。次に進みます。議案第2号順位1事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 長延 宇出口 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■
1/2、■■■■1/2 契約の種類：売買 転用目的：一般住宅。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 萩尾 喜久夫 推進委員 申請地の位置説明等。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位2事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 久泉 字 反所 1筆 譲受人：■■■■、 譲渡人：■■■■
契約の種類：贈与 転用目的：一般住宅。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6番 馬場 啓介 推進委員 申請地の位置説明 譲受人と譲渡人の関係。申請面積が大きいのは、道路と申請地の高低差があり、スロープが必要なためです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位3事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位3 川上 字 井手ノ元 1筆 譲受人：■■■■、 譲渡人：■■■■
■■■■ 契約の種類：使用貸借 転用目的：一般住宅への通路。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 中島 康則 推進委員 事務局から説明があったとおりです。周辺地域への問題は無いと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田 光浩 委員 申請地北側は、道路ではないのですか。

事務局 北側の道路に見えるのは、その先に戸建ての借家がありそこに入る私道（私有地）です。

議 長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位4事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位4 日吉 字 野路 4筆 新代 字 唐ノ尾 4筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 転用目的：有料老人ホーム、デイサービス、企業主導型保育所、グループホーム、就労支援事業所。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越 誠治 推進委員 申請地の位置説明 譲受人と譲渡人の関係。以前は、ぶどうを栽培されていましたが、止められて10年以上経ち、雑草が生えていました。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 稲員 雅史 委員 申請地の排水先はどこですか。

事務局 高間川へ放流します。

11番 野田 光浩 委員 水利承諾はありますか。

事務局 水利組合がないので、川瀬区長の承諾をもらってあります。

4番 梅本 康孝 委員 譲渡人二人の関係は何ですか。

事務局 親子です。

議 長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 賛成多数。

議 長 賛成多数で認める事とします。次に進みます。 順位5事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位5 新代 字 唐ノ尾 2筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■
契約の種類：売買 転用目的：資材置場。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越 誠治 推進委員 申請地の位置説明と造成と排水の説明。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位5について質問意見等ありましたらをお願いします。

11番 野田 光浩 委員 北側は住宅地のようなのですが、そこへ影響はありませんか。また、承諾は必要ないのですか。

事務局 申請の添付書類として近隣の承諾書は必要ありません。

5番 丸山 敬二郎 申請地に繋がる道路の状況はどのようなものですか。

事務局 アスファルト舗装で広い道路があります。

議長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位5について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。順位6事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位6 藤田 字 高塚 2筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■
契約の種類：使用貸借権 転用目的：資材置場。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13番 牛島 信二 推進委員 現在も除外申請の時と同じ状態です。問題ありません。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位6について質問意見等ありましたらをお願いします。

古賀 秀之 会長代理 資材とは、どのようなものですか。

事務局 コンクリート二次製品、砕石、重機を置きます。

8番 鐘ヶ江 百合子 委員 近くにある養鶏場と距離はどれくらいありますか。臭いでのトラブルとかないのでしょうか。

事務局 申請地は、資材置場ですのでその心配はないと思います。

5番 丸山 敬二郎 委員 県庁案件と言われましたが、開発協議とかあるのですか。

事務局 県庁案件ですが、申請地には建築物がありませんので県の開発行為の協議は必要ありません。

議長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位6について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。議案第3号 農地転用計画変更による申請に関する件について 順位1事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 藤田 字 向エ田ノ一 1筆 譲受人:■■■■ 譲渡人:■■■ ■■■ 「転用目的が建売住宅9棟から8棟に変更、工期が令和2年12月31日から令和3年12月31日に変更のため」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13番 牛島 信二 推進委員 申請場所の説明。問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田 光浩 委員 既に許可があったものなのに譲渡人の名義はそのままですか。変更申請も当初申請人ですか。

事務局 変更申請なので申請当初の譲渡人、譲受人となります。

2番 中村 正明 委員 9戸から8戸に変わったただけなのに申請が必要ですか。

事務局 県の許可ですから、県の指示のとおりです。

議長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 古賀 秀之

以上をもちまして、農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。